

報告第7号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区特別区税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年4月1日

足立区長 近藤 弥生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 21 年 4 月 1 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区条例第 39 号

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 39 年足立区条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「若しくは第 2 項」を削る。

第 35 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 35 条の 3 中「（同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削る。

第 35 条の 5 第 1 項中「（同条第 2 項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にはあつては、当該所得割を控除した額）」を削り、同条第 2 項中「及び同条第 2 項」を削り、「同条第 3 項」を「同条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、「（同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。））」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。））」と」を削る。

付則第 9 条第 3 項第 2 号中「第 19 条第 1 項前段」を「第 19 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 9 条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

付則第 10 条第 3 項第 2 号中「第 19 条第 1 項前段」を「第 19 条第 1

項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

付則第12条第5項第2号中「第19条第1項前段」を「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

付則第13条第2項第2号中「第19条第1項前段」を「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

付則第14条の2第2項第2号中「第19条第1項前段」を「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

付則第14条の4第2項第2号中「第19条第1項前段」を「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第5項第2号中「第19条第1項前段」を「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。